

「京都市地球温暖化対策条例」の改正の骨子（案）に関する 市民意見募集の結果

「京都市地球温暖化対策条例」の改正の骨子（案）に関する市民意見募集につきまして、皆様からの御意見に対する京都市の考え方をとりまとめました。
貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

1 募集期間

令和2年9月11日（金）から同年10月11日（日）まで

2 周知方法

- ・ 市民意見募集パンフレットの配布（本市関連部署窓口，市役所案内所，区役所及び区役所支所，情報公開コーナーその他本市関連施設，関係する団体等）
- ・ ホームページ掲載（京都市情報館，Facebook等）
- ・ 解説動画の配信（YouTube）
- ・ 関係団体のメールマガジンの配信
- ・ 経済団体，建築関係団体の会合での説明
- ・ ワークショップの実施

3 意見募集結果

(1) 応募者数及び意見数

応募者数：278人，意見数：462件

(2) 意見をいただいた方の属性

ア 居住地

区分	応募者数（人）	割合（%）
京都市内	204	73
京都府内(京都市内除く。)	15	5
京都府外	24	9
無回答	35	13
合計	278	100

イ 年齢

区分	応募者数（人）	割合（%）
10歳代以下	18	6
20歳代	28	10
30歳代	80	29
40歳代	49	18
50歳代	37	13
60歳代	26	9
70歳以上	10	4
無回答	30	11
合計	278	100

(3) 御意見の内訳

項 目（冒頭の数字は別紙の項目番号）	意見数（件）
1 条例全般について	66
2 2050年二酸化炭素排出量正味ゼロに向けた取組の方向性について	20
3 主な改正内容について	341
(1) 基本理念と各主体の責務	62
(2) 削減目標	33
(3) 重点的に施策を進める分野	140
(4) 市民・事業者等の皆様の取組	80
(5) 建築物に係る対策の強化	26
4 提案、要望等について	35
合 計	462

(4) 主な御意見の内容と本市の考え方

下表の11件の御意見を反映することとしました。主な御意見への本市の考え方は別紙のとおりです。

また、具体的な取組をはじめ、反映しなかった御意見につきましても、現在進めている、次期「地球温暖化対策計画」の策定に当たっての参考とさせていただきます。

<反映する御意見>

御意見	反映箇所
京都市の地球温暖化対策をアピールするため、京都議定書やI P C C京都ガイドライン誕生の地など、温暖化対策の象徴となることを条文に盛り込めないか。	前文
「気候危機」にたちむかう京都市の決意を内外に宣言するものとしてもらいたい。	前文
「条例改正の背景」の内容(近年の地球温暖化対策をめぐる動向)を条例に明確に示すようにしてもらいたい。	前文
価値観の転換には京都ならではの「文化」を生かすことが大切であり、「生活・伝統文化」の観点も入れられるとよいと思う。	前文
「生活・伝統文化」のキーワードも入れるとよい。	前文
「経済の発展」とあるが、少子高齢化で量的な発展は望めないし、望むべきではない。経済の質の向上や持続可能な経済活動などの方が良いのではないか。	前文、目的
これからの少子高齢化社会を鑑みて、経済発展をする必要があるのか。量より質の向上を目指す時代に入るのではないか。	

御意見	反映箇所
地球温暖化対策に進んで取り組む人や企業を増やすことが大事であるが、やれる人だけでは達成できないので、 <u>温室効果ガスを出さないことが標準となる仕組みをあらゆるものに導入する必要がある。</u>	基本理念
京都市の責務として、地球温暖化対策については国外に先進事例が多いため、 <u>国外の主体と連携する必要がある。</u>	本市の責務 重点施策
「調査・研究」という表現があるが、及び腰ではないか。「 <u>推進</u> 」「 <u>促進</u> 」といった前向きな表現に変えるべき。	重点施策
京都でも奥京都M a a Sの取組が実施されているような状況であるため、もはや <u>調査・研究という段階ではないのではないか。</u>	

4 今後のスケジュール（予定）

令和2年11月市会 条例改正に係る議案提出（市会での審議）

令和3年4月1日 改正条例施行

「京都市地球温暖化対策条例」改正骨子（案）への主な意見の内容と本市の考え方について

1 条例全般について（66件）

主な意見（要旨）	件数	意見に対する本市の考え方
(1) 条例改正に対する賛同		
<ul style="list-style-type: none"> 未来世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくことに共感する。 条例改正の方向性について支持する。 意欲的な内容であり，評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>	30	CO ₂ 排出量正味ゼロ（以下「正味ゼロ」という。），そして未来の世代が夢を描ける京都の実現に向けて取組を推進してまいります。
(2) 条例の名称に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 「脱炭素社会の実現」や「正味ゼロ」という新しい内容が加わるため，条例の名称を変えたり，愛称を付けたりしてはどうか。 「気候危機対策条例」という名称にするなど，従来どおりでなく，危機感につながる名称に変えて欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	「地球温暖化対策条例」という名称が，義務の対象となっている事業者等や市民に一定浸透していることも踏まえ，条例の名称はこのままとし，御意見をいただいた愛称を含め，条例改正の趣旨をしっかりと伝えていく手法について検討いたします。
(3) 発信すべき視点等に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 京都市の地球温暖化対策をアピールするため，京都議定書やIPCC京都ガイドライン誕生の地など，象徴となることを条文に盛り込めないか。 今回の条例改正は，現在，私たちが直面している「気候危機」に立ち向かう京都市の決意を内外に宣言するものとして欲しい。 「地球温暖化対策」という生優しい言葉では，むしろ市民に「誤解」を与える懸念がある。「気候変動」という表現がふさわしいのではないか。 「条例改正の背景」の内容を条例の「改正趣旨」として明確に示して欲しい。条例の「前文」として表現することも考えられる。 	4	条例改正の趣旨がしっかりと伝わるよう，条例の前文において，パリ協定の採択により世界が脱炭素社会の実現に向かっている中，京都議定書やIPCC京都ガイドライン誕生の地として，「気候危機」に立ち向かい，2050年までの正味ゼロを目指すこと等を記載いたします。
(4) 地球温暖化が進んだ場合のリスクに関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化が進んだ場合のリスクについても具体的な記載が欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	自然災害の更なる頻発化等のリスクや気候変動の影響に対応する「適応策」について条例に追加したうえで，次期「京都市地球温暖化対策計画」（以下「計画」とい

		う。)において、京都で想定される影響やその対策の方向性をお示ししたいと考えております。
(5) 新型コロナウイルス感染症等に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ポストコロナ・ウィズコロナの時代においてグリーン・リカバリーという考え方を条例に積極的に取り入れるべきである。 ・ SDGsやポストコロナの視点を盛り込んで欲しい。 ・ コロナ禍にあつて、市民・事業者・旅行者にどのようなことを求めているのか、どんな条例改正が必要なのかしっかり検討して欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	6	<p>正味ゼロの実現に向けては、社会・経済の課題も同時に解決することで、生活の質の向上と持続可能な経済の発展を同時に実現していくことが必要であり、条例にも同時解決の視点を盛り込んでまいります。</p> <p>具体的取組については、条例に基づく今後10年間の行動計画である次期計画において、お示ししたいと考えております。</p>
(6) 条例改正の周知に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例は十分に周知されていないので、広報に力を入れてもらいたい。 ・ 難解な言葉が多い。市民の理解を得るために、分かりやすい説明を心がけて欲しい。 ・ 地球温暖化に対する市民の危機感を高める必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>	19	<p>周知・啓発に当たっては、皆様の自主的・積極的な取組につながるよう、なるべく分かりやすい言葉や表現を使用するとともに、各主体に条例改正の趣旨がしっかりと届くよう、様々な媒体を活用し、気運の醸成に努めてまいります。</p>

2 2050年二酸化炭素排出量正味ゼロに向けた取組の方向性について（20件）

主な意見（要旨）	件数	意見に対する本市の考え方
(1) 2050年に実現を目指す姿		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例改正により、本当に経済発展につながるのか。 ・ 地球温暖化対策と地域活性化や経済発展の両立とあるが、何ができるのか見えてこない。具体的な取組を想定して条例改正して欲しい。 ・ 価値観の転換には、京都ならではの文化を生かすことが重要であり、「生活・伝統文化」等の観点も加えるとよい。 ・ 保守性・閉鎖性や「建前と本音の使い分け」など京都の負の側面を打破しなければ、2050年に正味ゼロを実現するような社会変革はできないと考える。 	11	<p>徹底した省エネや再エネの飛躍的な拡大を進めることで、事業者の経費節減等につなげることで、また、環境に配慮した事業活動や環境産業の振興を図ることで、持続可能な経済の発展が可能となるものと考えております。</p> <p>具体的な施策については、引き続き検討を進め、次期計画においてお示ししてまいります。</p> <p>条例には、京都の強みである「文化・伝統」や「進取の気風」を生かして取組を進めることを記載いたします。また、次期計画における取組の中で、市民、事業者の皆</p>

<ul style="list-style-type: none"> この目標を市内の様々な市民団体や経済団体と共有し、合意形成する必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>様とも協議を行い、目指すべき社会像の共有を図ってまいります。</p>
(2) 取組の進め方		
<ul style="list-style-type: none"> 2050年正味ゼロからのバックキャストイングといいながら、施策は積み上げ型のものばかりであり、矛盾を感じる。大胆な社会変革に向けたビジョンが見えてこない。 2050年のあるべき姿は描けているのか。 <p style="text-align: right;">など</p>	9	<p>条例において、正味ゼロを目指すことや基本理念、各主体の責務、義務等を定めたいうえで、次期計画において具体的な施策を定めてまいります。また、次期計画における取組の中で、市民、事業者の皆様とも協議を行い、目指すべき社会像の共有を図るとともに、常に追加対策を検討し、取組を進化させてまいります。</p>

3 主な改正内容について（341件）

(1) 基本理念と各主体の責務（62件）

主な意見（要旨）	件数	意見に対する本市の考え方
ア 基本理念に関すること（21件）		
(7) 基本理念への賛同に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 「基本理念」を追加・明記することは適切である。 「自主的かつ積極的な取組」は自分ごととして脱炭素社会を目指すうえで重要である。数値目標等の客観的な評価基準を各主体の責務として定めるべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	13	<p>正味ゼロに向けた取組の進め方を市民、事業者の皆様をはじめとするあらゆる主体と共有を図るため、条例に新たに基本理念を記載いたします。</p> <p>また、次期計画において、分野ごとの削減目標を設定し、進捗管理を行うことを検討しております。</p>
(4) 基本理念の表現に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 基本理念の内容が、地球温暖化の影響を受けるのは将来世代だけとの印象を受ける。自分ごととして自主的に取り組む気持ちになりにくい。地球温暖化対策は、「今を生きる我々自身」がより良い明日を迎えるために不可欠であるという視点でアピールすべきである。 「将来世代に引き継ぐ」という表現は、現在の子ども世代を客体視している印象が強い。現在の子どもたちも、市民としてこの課題の担い手として取組の主体に位置づけることが重要である。 「経済の発展」とあるが、少子高齢化を迎える京都市にとって、量的な発展は望 	8	<p>地球温暖化の影響をとりわけ強く受けるのが将来世代であることから「未来の世代が」という表現を使用していますが、意見募集冊子の表紙に「今まさに未来への岐路」という表現を用いておりますとおり、地球温暖化対策は、全ての世代が、より良い未来を迎えるために推進する必要があると認識しております。</p> <p>正味ゼロの達成に向けて、皆様の自主的・積極的な取組につながるよう施策を推進してまいります。</p> <p>「経済の発展」の記載については、「持続可能」であることを念頭においたものですが、そのことが市民・事業者の皆様</p>

<p>めない。「経済の質の向上」や「持続可能な経済活動への転換」などの方がよいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都市は原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会を目指していると思うが、CO₂排出量と原発の稼働は密接に関連していることから、「基本理念」に「脱原発依存」を明記すべきである。 脱炭素社会と経済発展との同時達成にはエネルギー政策との連携が必須であり、再エネの普及も重要ではあるものの、原子力発電所の一定程度の活用もCO₂削減に大きく貢献するものであるため、その点を改正内容に盛り込むべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>わる表現としてまいります。</p> <p>本市では、福島原発事故の教訓を決して風化させてはならないとの強い決意の下、原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現を目指すことを市政の根幹として取り組んでおります。</p> <p>脱原発依存の実現に向けては、再エネの飛躍的な拡大が重要となるため、条例改正により再エネの利用の推進の強化を盛り込むなど、地球温暖化対策との同時解決を図ってまいります。</p>
イ 市民・事業者の責務		
<ul style="list-style-type: none"> 市民には消費者・主権者としての責任をより具体的に、事業者には社会インフラの提供などにおいても持続可能性と両立した経営体制を責務として求める。 市民や事業者が「やらされている」と感じるのではなく、「やらないといけない」と感じる事が重要である。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>正味ゼロは、市民や事業者が同じ方向に向かい、各主体が自主的かつ積極的に取り組まなければ達成できないと考えております。そのため、条例では、各主体において重要かつ共通する事項について責務を強化することとしております。</p> <p>各主体の取組を促進する施策については、検討を進め、次期計画においてお示しいたします。</p>
ウ 京都市の責務		
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策は国外に先進事例が多く、国外の主体と連携する必要がある。 京都市だけが厳しい削減目標としても意味がないため、環境省だけでなく国の各省庁や都道府県、市町村への呼びかけを行うべきである。連携強化を責務として明記すべきである。 2050年ゼロの達成のためには、イノベーションの実現が必須であり、産学公連携で取り組む必要がある。 エネルギー供給事業者だけに押し付けず、京都市の責務としても実施すべきである。 京都市が国やエネルギー業界などにし 	28	<p>正味ゼロの達成は、京都だけで達成できる目標ではありません。そのため、条例において、大学、研究機関、国及び国内外の他の自治体との連携を促進することを本市の責務として規定いたします。</p> <p>本市においては、関西電力㈱に対し、株主提案の場において、再エネの飛躍的な導入等について働きかけを行っております。</p> <p>国に対しては、毎年の予算編成に当たり、再エネや水素エネルギーの普及拡大のために必要な支援措置を充実することなどを求めています。引き続き、あらゆる機会を捉えて国や電力会社へ働きかけを行ってまいります。</p>

		ことを基本理念に規定し、これを促進するための取組を行ってまいります。
--	--	------------------------------------

(2) 削減目標（33件）

主な意見（要旨）	件数	意見に対する本市の考え方
ア 2050年CO₂正味ゼロとする目標について		
<ul style="list-style-type: none"> 正味ゼロは本当に達成できるのか。不可能ではないか。 今の生活の質を落とさずして正味ゼロの達成は不可能だ。 <p style="text-align: right;">など</p>	8	<p>未来に豊かな地球環境を残すという責任を果たすため、正味ゼロに挑戦する必要があります。また、本市における正味ゼロの達成について、NPOによる推計結果では、現在ある省エネ技術等の最大限の導入により技術的には可能であると示されております。</p>
イ 削減目標の数値設定に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> これまでの1990年度という基準年度は京都議定書誕生の地として大きな意味がある。2013年度を基準年度とするならば、意図やメリットを詳しく記載すべきである。 基準年度は1990年度比を堅持し、条例制定時以来の一貫した姿勢を示すべきである。 個々の取組の成果を「見える化」という点からも、CO₂排出量の算定方法や換算係数などについての丁寧な説明が欲しい。 IPCCの1.5℃特別報告書では、温度上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体で2030年までにCO₂排出量を2010年比で45%削減、2050年までに正味ゼロにする必要があるとしている。よって、排出量の削減目標について2030年までに45%削減の必要性と可能性を訴える表記を条例に加えることを求める。 2030年に40%以上削減というのは十分ではなく、目標を引き上げて欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	22	<p>1990年度と2013年度では、温室効果ガスの排出量を部門別に見るとその傾向が大きく変化しております。また、パリ協定に基づく国別の目標について、我が国は2013年度を基準年度として採用しており、これを踏まえて多くの自治体が同様に2013年度を採用しております。</p> <p>以上のことから、部門ごとの傾向を正確に比較・分析し、的確な進捗管理を行うことができるよう、基準年を変更することが適切と考えております。これについては、次期計画において、理解を得られるようしっかりと説明してまいります。</p> <p>2013年度比40%以上削減は、今後10年間でとりうる対策を最大限に講じなければ実現できない非常に高い目標です。</p> <p>技術の進展等を踏まえ、常に追加対策を検討し、取組を進化させることにより、削減量を上積みできるよう取組を進めてまいります。</p>
ウ その他の目標設定に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 削減目標だけでなく、再エネの導入目標を掲げてはどうか。 	3	<p>次期計画において、各分野における目標数値を定め、毎年度の進捗管理等を行いた</p>

など	いと考えております。
----	------------

(3) 重点的に施策を進める分野（140件）

主な意見（要旨）	件数	意見に対する本市の考え方
ア 全般		
<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍もあり財源も限られる中で、成果が実感できるよう、重点項目を絞り込み、集中的に取り組むべきである。 ・ 正味ゼロの達成に向けては、家庭・業務部門や運輸部門における化石燃料の利用をなくし、電化を促進する必要がある、条例で明言すべきである。 ・ 地球温暖化対策に進んで取り組む人や企業を増やすことが大事だが、やれる人だけでは達成できないので、温室効果ガスを出さないことが標準となる仕組みをあらゆるものに導入する必要がある。 ・ 「地球温暖化対策のための施策」という印象が強く感じられた。「伝統文化」「都市景観」「健康長寿」など、他の行政分野や行政課題との融合の観点から見た取組をもっと盛り込まないのか。 <p style="text-align: right;">など</p>	12	<p>「重点的に施策を進める分野」として、正味ゼロの実現に向けて重要な「ライフスタイル」「ビジネス」「エネルギー」「モビリティ」の4つの分野の転換に向けて必要と考えられるものを盛り込んでおり、費用対効果等を十分に検討したうえで、取組を推進してまいります。</p> <p>正味ゼロの達成に向けては、化石燃料から再エネへの転換を促進する必要があるため、条例改正により、再エネの利用の促進を強化いたします。</p> <p>あらゆる主体の参画を促す必要があると考えており、また、温室効果ガスを出さないことが標準となる仕組みについて検討を進めてまいります。</p> <p>地球温暖化対策の推進に当たっては、生活の質の向上等との同時解決の観点が重要であると考えており、条例においても、その視点を盛り込んでまいります。</p>
イ 再エネ・省エネ		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 再エネを増やすには、不安定な太陽光発電よりも安定して多量の発電ができる廃棄物発電が有効である。京都市は廃棄物処理業者を支援し、民間の廃棄物発電を増やすべきである。 ・ 省エネに関する取組が書かれていないが、再エネへの転換を進めるにしても、エネルギー需要を抜本的に抑制する施策は必須である。この10年ほどでも重点的に行うべき施策や技術が出てきているのではないかと。 ・ ZEH※及びZEB※への経済的支援を実施して欲しい。 <p>※ 高い断熱性能と高効率設備による省エネ化と再エネの導入により、年間のエネルギー消費量が正味でゼロ又はおおむねゼロとなる住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）及び建築物（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）</p>	16	<p>太陽光発電は市内で最もポテンシャルの大きい再エネであり、この導入を促進するとともに、小水力、木材や廃棄物等のバイオマスなど、様々な再エネの導入の可能性を今後とも探ってまいります。</p> <p>正味ゼロの達成に向けては、徹底した省エネを行ったうえで必要なエネルギーを再エネに転換する必要があります。省エネ促進については既に現行条例に規定しており、今回の改正で「省エネ性能の高い建築物の選択」「再配達の削減」などの省エネに資する個別の取組を追加いたします。</p> <p>長期間ストックとして残る建築物のZEH化、ZEB化は重要な観点であります。普及拡大に向けた具体的な施策について検討を進め、次期計画においてお示し</p>

など		てまいります。
ウ ビジネス		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水素エネルギーに関する記載がないが、将来に向けて重要なものであり、記載すべきである。 ・ イノベーションの促進に取り組む結果として「脱炭素型ビジネスへの転換」があっても良いのではないか。 ・ TCF D提言*への賛同やSB T*の設定の推進を「ビジネス」の重点的な施策として記載すべきである。SDG sやESG投資の考え方に立ち、環境・社会と共存した産業を目指す施策に転換すべきである。 <p>※ 金融システムの安定化を図る国際的組織「気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」が公表した、投資家が企業の気候関連リスク・機会を適切に評価するための開示フレームワーク</p> <p>※ パリ協定が求める水準と整合した、5～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標 (Science Based Target)</p> <p style="text-align: right;">など</p>	1 4	<p>水素エネルギーは、再エネとともに、環境負荷の低減に貢献し得る有効なエネルギー源であり、具体的な施策については次期計画においてお示ししてまいります。</p> <p>脱炭素型ビジネスへの転換に向けて、幅広い分野の環境産業の育成や産学公の連携によるイノベーションの創出を更に促進していくことを条例に規定いたします。</p> <p>SDG sの理念やESG投資、TCFDやSB Tの観点は重要であり、中小企業を含めて普及拡大する必要があると考えております。</p>
エ ライフスタイル		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策と経済発展を両立するため、「足るを知る」といった価値観を醸成することも重要である。 ・ 市民を巻き込むためには、地球温暖化対策は我慢でなく、楽しいもの、得するものであるという意識を持ってもらうことが重要である。 ・ 制度を作るタイミングで活動団体や事業者、金融投資、マスコミなどを巻き込んだ作戦を立て、市民のライフスタイルの転換の波を起こすことが重要である。 ・ 「環境に配慮した製品等の購入促進」の項目に「低炭素のエネルギー」を明記してはどうか。 ・ 「削減量の取引の促進」はこれまでいくつもの自治体や国の施策が成功しておらず、制度の維持コストも大きいので、廃止してはどうか。 ・ 「地球温暖化対策と地域活性につながるコミュニティ単位の取組」については、 	2 5	<p>正味ゼロ、そして将来の世代が夢を描ける京都の実現に向けて豊かさを問い直し、意識を転換していくことが重要と考えております。</p> <p>正味ゼロの実現に向けてはライフスタイル、ビジネス、エネルギー、モビリティの転換が重要であると考えております。市民、事業者の皆様をはじめあらゆる主体との連携のもと取組を推進し、各分野の転換を図ってまいります。</p> <p>再エネの利用促進に向け、再エネ由来の電気を供給する電力プランへの切替えなど、「再エネの選択拡大の推進」を追加してまいります。</p> <p>様々な取組の選択肢を示すことも重要と考えており、引き続き、「削減量の取引の促進」にも取り組んでまいります。</p> <p>本市においては、これまでからコミュニティ単位での取組として「エコ学区」への支援等に取り組んできたところです。引</p>

<p>地域活動自体の存続が危うい現状で、これを地球温暖化対策の切り口から促進するのは無理があり、予算の浪費になりかねないので反対である。</p> <p style="text-align: right;">など</p>		<p>引き続き地球温暖化対策とコミュニティの活性化の両方に寄与する取組を検討し、推進してまいります。</p>
<p>オ 自動車</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • MaaS[*]の調査・研究は自動車業界が既に進めている。自治体が主体的にやるべきことではない。 ※ 出発地から目的地までの移動ニーズに対して、最適な移動手段をシームレスに提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者の一元的なサービスとしてとらえる概念 (Mobility as a Service) • 貨物の効率的な輸送の推進、エコカーの導入促進、カーシェアリングの促進は、効果は限定的である一方、多額の予算がかかる。京都市の果たせる役割が少ないならば施策から削除すべきである。一方で公共交通の利用促進はこれまでもモビリティマネジメントなどの事業で効果を出しているため、さらに効果的な手法を検討していくべきである。 • 市内の車を電動化していく取組を強化して欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p style="text-align: center;">2 2</p>	<p>正味ゼロの達成に向けては、これまでの延長線上の取組では到達できないことから、新たな技術や仕組みの導入を進めていく必要があります。MaaSについては、実証等を行うに当たり、関係者間の調整等も重要であることから、行政が積極的な役割を果たす必要があります。</p> <p>次世代自動車の普及に向けては、その開発を行う自動車メーカーの役割が重要である一方、自治体が需要側の意識の転換や導入促進を図る必要があると考えております。</p> <p>これまでからも効果的な予算執行に努めてまいりましたが、今後とも費用対効果等を十分に検討したうえで取組を推進してまいります。</p> <p>特定事業者の新車購入時のエコカー導入義務については、近年の燃費向上、ハイブリッドカーやEVの普及状況を踏まえ、次期計画においてその基準の強化と導入割合の引上げにより、エコカーの導入を促進してまいります。</p>
<p>カ まちづくり</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • これからの地球温暖化対策は、適応策も重要な要素となると思うので、条例の前文や目的の条項に組み込むなどして取り上げるのがいいのではないかと。 • 農地の保全は農業の維持と一体のものであり、都市農業の維持のための施策を合わせてあげるべきである。 • 市街地の緑地・農地の増加は、地球温暖化対策に大きく寄与するため、「市街地緑化」「農地」等の役割を盛り込むべきである。 • 森林整備に当たっては、皆伐、再生林を 	<p style="text-align: center;">2 6</p>	<p>条例改正により、気候変動影響に対応して、生活の安定、社会経済の発展等を図ることをその目的の一つとするとともに、適応策に関する具体的な施策について、地球温暖化対策計画に定めることを規定いたします。</p> <p>正味ゼロの達成に向けては、緩和策と適応策、CO₂の排出削減と吸収の両面から取組を推進することが必要であり、森林や農地等の吸収源対策についても、しっかりと取り組んでまいります。この具体的な施策及びグリーンインフラの推進に関する</p>

<p>推進し、風倒木には搬出補助金を支給する等の施策を進めてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正味ゼロの達成に向けては、吸収源対策が非常に重要であるが、義務規定の建築物の木材利用範囲拡大だけでは不十分である。森林を多様な主体と連携して守っていくことなどを記載すべきである。 ・ 「まちづくり」について、緑化や防災、自然環境の保全など多数の行政課題を同時解決できる「グリーンインフラ」の考え方が注目されており、どう考えるのか。 など 		<p>考え方については、次期計画においてお示ししてまいります。</p>
<p>キ その他</p>		
<p>(環境教育の推進、情報提供、担い手育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年に向けては、子ども達への環境教育をきちんとして欲しい。 ・ 高校生は気候変動問題について深く理解できるので、高校での環境教育の導入と、各学校が環境対策に主体的に取り組める制度づくりを推進することを条例の中に盛り込むことを求める。 <p>(観光旅行者その他の滞在者への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内だけでなく他府県や海外から来られる方々により具体的で丁寧な説明や働きかけが必要である。 ・ ヨーロッパでは観光客に不便さを強いることで環境を保全しており、同じようにターゲットに応じて地球温暖化対策の施策を変えてはどうか。 <p>(フロン排出抑制の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「フロン排出抑制の推進」とあるが、突飛な内容である。条例で定めるまでもなく、法律で規制されている。 ・ フロンの排出抑制の推進は、どのような場面でどのような物質が排出されていることが現在問題になっているのかを明記すべきである。 など 	<p>2 5</p>	<p>正味ゼロの達成に向けては、担い手の育成が重要であり、そのためには、環境教育の充実が必要です。これまでから環境教育を、重点的に施策を進める分野として位置付け、全市立小学校等の児童を対象とした「こどもエコライフチャレンジ推進事業」などに取り組んでおりますが、次期計画において施策の更なる充実を図ってまいります。</p> <p>正味ゼロの達成に向けては、あらゆる主体の自主的、積極的な行動が必要となることから、観光旅行者等の責務を地球温暖化対策への「協力」から「取り組むこと」へ強化することとしております。</p> <p>また、国内外からの観光旅行者等の皆様にしっかりと御認識いただけるよう、周知方法に工夫を講じてまいります。</p> <p>フロンの排出抑制については、「フロン排出抑制法」に基づき、国や府によって取り組まれていますが、増加傾向にあるフロンによる温室効果ガス排出量を抑えるため、市内の事業者の皆様にはフロン類を適正管理していただくよう、本市でも周知啓発を行ってまいります。</p> <p>また、次期計画において、フロンの排出抑制の詳細について記載することを検討いたします。</p>

(4) 市民・事業者等の皆様の取組（80件）

主な意見（要旨）	件数	意見に対する本市の考え方
ア 市民・事業者等の皆様に努めていただく取組（44件）		
(7) 全般		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な内容が分からない。方法を示すべきである。 ・ 全体的に抽象的な目標が多い。特定事業者以外にも具体的な数値目標が必要ではないか。 ・ 具体的な数値目標が示されていないので温暖化対策に取り組みづらい。「市民一人当たり削減しなければならないCO₂量やそれを達成するための具体的な目標」を示す必要がある。実施計画等には、事業者だけでなく、市民が取り組むべきエネルギーの消費量削減の具体的な数値目標を提示すべきである。 ・ 「市民・事業者の皆様の取組」以下の個々の問題は、関係者（団体）との意見交換を重ね、実効性のある課題設定ができるようにして欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	15	<p>次期計画において、各分野における削減目標を設け、施策に対する毎年度の進捗管理等を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>条例改正骨子（案）について、経済団体や業界団体への意見交換や資料配布を行っており、今後とも、関係者との意見交換を重ね、施策を推進してまいります。</p>
(4) 市民・事業者共通		
<p>(再エネ・省エネ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石炭や石油でつくった電気は買いたくないが、選択肢がない。 ・ 省エネに関する記載がないが、エネルギー需要を大幅に削減しなければ再エネ導入を進めても2050年正味ゼロのハードルは高いので、従来の施策レベルにとどまらない省エネ対策を記載すべきである。特に、既存の建築物への省エネ対策の強化、家電や自動車などの買い換えの促進などは重要である。 <p>(建築物)</p>	19	<p>再エネによって作られた電気であることを御理解いただいたうえで選択し、御利用いただくことが大変重要であると考えており、今年度の新規事業として、再エネ割合の高い電気の共同購入事業等を実施しております。今後とも、皆様の再エネ電気の選択につながる取組を推進してまいります。</p> <p>正味ゼロの達成に向けては、徹底した省エネを行ったうえで必要なエネルギーを再エネに転換する必要があります。省エネ促進については既に現行条例に規定しており、今回の改正で「省エネ性能の高い建築物の選択」「再配達の削減」など、個別の省エネに資する取組を追加いたします。</p> <p>導入時のコストがかからない仕組みで</p>

<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者には再エネ設備の導入等の余裕がないのではないか。 努力に期待するだけでなく、個人や事業者が取り組む仕組みづくりが必要である。例えば、賃貸の際の性能表示、光熱費の性能表示、集合住宅の断熱工事などを行う仕組みを整えるべきである。 「省エネ性能の高い建築物の選択」とあるが、現状、選択するほど省エネ性能の高い賃貸物件があるのか。 <p>(移動)</p> <ul style="list-style-type: none"> リモートにすることによって、通勤の車からの排出ガスが減る。今後デジタルトランスフォーメーション※が発達する中で、リモートを積極的に取り入れていくべきである。 <p>※ デジタル技術の浸透による社会変革</p> <ul style="list-style-type: none"> エコカーの購入とあるが、製造、廃棄時にCO₂を多く出すため、導入割合を引き上げる必要があるのか。カーシェアリングの普及の方が大切なのではないか。 「エコカーの購入」は既に概念が古く、しかも曖昧である。MaaSの普及を想定し、これを踏まえた表現として、次世代自動車などの表現に変えていくべきである。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民が自分ごととして取り組むことができるよう、ヨーロッパで実施されている気候市民会議のような市民参加の仕組みの導入も条例に記載して欲しい。 「環境に良いことをする日」は、広く知られておらず効果が上がっていない。小泉環境大臣は各種「月間」を3分の1削減を打ち出しており、廃止してはどうか。 	<p>ある「0円ソーラー」など、負担軽減につながる支援策等の普及に努めてまいります。</p> <p>暮らしや経済活動がCO₂を排出しないことが標準となる仕組みの構築が必要であり、行政はもちろん、各主体が新たな技術や制度を積極的に導入する土壌作りを進め、そうした仕組みや対策を常に進化させてまいります。</p> <p>省エネ性能の高い建築物の選択促進に向け、施主や仲介事業者等による顧客への建築物の省エネ性能に関する説明の努力義務を条例に規定し、省エネ性能の高い物件の増加につなげてまいります。</p> <p>時間及び場所にとらわれない事業活動及び働き方の推進に事業者が努めることを条例に規定し、地球温暖化対策の観点からも、デジタルトランスフォーメーションを含めた働き方改革の取組を推進してまいります。</p> <p>カーシェアリングの普及などによる市内の自動車保有台数の削減と同時に、再エネとの連携が可能なEV等の導入を促進してまいります。</p> <p>「エコカー」については、条例上、「温室効果ガスを排出しない又は相当程度少ない自動車」と定めており、その基準設定については、国の燃費基準や対応する自動車の普及状況を勘案してまいります。</p> <p>京都市市民参加推進条例において、市政への参加の手続きについて定めており、これに基づき、次期計画における取組の中で、京都における脱炭素ライフスタイル像の構築と共有のための場を創設したいと考えております。</p> <p>毎月16日には、128事業所でライトダウン、115事業所でノーマイカーデーに取り組んでいただいております。温室効果ガ</p>
---	--

<p>6月の環境の日だけで十分である。</p> <p>(適応策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の異常な暑さや農業被害などから適応策への対応は待ったなしの状況である。自主的かつ積極的に取り組み、主体的な役割を果たす必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>ス排出量の削減につながっているものと考えております。引き続き、周知啓発に努め、気運の醸成につなげてまいります。</p> <p>新たに気候変動の影響や効果的な適応策についての調査研究の推進と体制の構築を条例に規定し、科学的知見に基づく、効果的な適応策を実施してまいります。</p> <p>具体的な対策の方向性については、次期計画においてお示ししてまいります。</p>
(ウ) 事業者		
<ul style="list-style-type: none"> 新規入居者や移住者への重要事項説明時に、環境の取組を説明すべきである。 事業者に対する努力義務の項目のうち、「駐車場への電気自動車充電設備設置」のみ、具体的かつ達成するハードルが高いのではないか。 「環境に配慮した事業活動や新たなビジネスへの金融支援」とあるが、これらは金融機関が負うべき責任である。現在の表現だと行政が金融を支援するように見えるが、金融機関の自らの判断によるESG金融こそ重要である。 <p style="text-align: right;">など</p>	7	<p>賃貸住宅の省エネ性能の向上に向け、施主や仲介事業者等による顧客への建築物の省エネ性能に関する説明を行うことを新たに努力義務として条例に規定することといたします。</p> <p>運輸部門の温室効果ガス排出量削減に向けては、ガソリン車をEV等の次世代自動車へ転換することが必要であり、そのためには、充電環境の整備は重要であることから、新たに努力義務として条例に規定することといたします。</p> <p>ESG投資等を促進するため、環境に配慮した事業活動や環境産業の支援を金融機関の努力義務として条例に規定することといたします。</p>

(E) 観光旅行者等		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「徒歩、公共交通、自転車による移動」とあるが、現在は啓発にとどまっている。市街地への流入制限や流入税の徴収など、必然的に公共交通などを使用せざるを得ない仕組みをつくるべきである。 ・ 「観光旅行者」の「環境に配慮したサービスの選択」は曖昧で何を取り組めばよいのか分からない。具体例を挙げるなどしてはどうか。 <p style="text-align: right;">など</p>	3	<p>マイカーで京都を訪れる方は、2009年の30%から2018年は9%まで減少しており、これまでの取組の成果が表れているものと考えております。引き続き、公共交通等による観光の周知等の取組に努めてまいります。</p> <p>次期計画において、環境に配慮したサービスの選択を推進する具体的な施策を盛り込むとともに、観光旅行者等の皆様にしっかりと御認識いただけるよう、具体例を示すなど周知方法を工夫してまいります。</p>
イ 一定規模以上の温室効果ガスを排出される事業者の皆様等による取組（36件）		
(7) 全般		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の報告義務を課す点について、目的を明確にすべきである。 ・ 趣旨は理解するが、国の改正省エネ法の対応もある中、京都市だけ別に細かい報告や目標を課されると事業者として負担が大きいため、再考して欲しい。 ・ コロナ禍で企業の経営が厳しい中、義務を強化すべきなのか疑問である。 ・ 昨今のコロナ禍や災害発生時では省エネ法等が報告期限を延長している中、本条例についても同様に配慮願いたい。 ・ 従来の義務づけ内容を整理すべきである。単純に目標削減率を引き上げるのではなく、業種や業態に応じながら、SBTの考え方に基づいた目標を自らの責任で定めるように義務づけるのがパリ協定時代にふさわしい。 ・ 観光業者にも特定事業者と同様に再エネ使用を努力義務として求める。 ・ 運送業者に対し、EV及び充電設備導入の努力義務を設け、補助制度を創設すべきである。 ・ 金融機関を他の特定事業者と分け、金融活動における環境に配慮した投資、融資等の状況等を公表するよう義務付けてはどうか。 ・ 書類による届出という従来の方式でな 	15	<p>正味ゼロの実現に向けては、中小事業者の方々も含めた事業者の皆様が取組が重要と考えております。負担の軽減を図りつつ、取組を進めてまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の状況を十分に踏まえ、義務規定により影響を受ける事業者に対しては、取組の重要性をしっかりと説明するとともに、十分な周知期間を設けることとしてまいります。</p> <p>現行条例において、全ての事業者の皆様に再エネの優先的な利用やエコカーの導入の努力義務を規定しております。また、新たに、駐車場へのEV充電設備の設置を努力義務といたします。</p> <p>環境に配慮した事業活動や新たなビジネスへの支援を金融機関の努力義務として条例に規定し、環境に配慮した投資等の促進を図ってまいります。</p> <p>報告制度に係る御意見は、詳細な制度設計の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

<p>く、簡単に入力できるようなデジタル対応をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">など</p>		
<p>(イ) 特定事業者の取組の強化</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済と環境を両立させるため、国のようにエネルギーの専門家や地元経済界を交えてエネルギー政策を議論し、全体像を示すべきである。専門的な議論の資料が公表されていないので、事業者への取組強化の根拠が分からない。 ・ 特定事業者は、大手製造業から中小タクシー事業者まで幅広く、同じルールを適用するのは無理がある。業種や業態に応じた取組ができるよう、カテゴリー分けなどの配慮が必要である。 ・ 新車購入時のエコカー基準の強化と導入割合の引き上げは、電気自動車や天然ガス自動車の導入の際の支援制度など、幅広い層の事業者が参画可能となる仕組みづくりを検討して欲しい。 ・ 「エコカー導入」とあるが、エコカーの定義を変更する時期に来ている。 ・ 再エネ由来の電力を優先的に利用するため、「エネルギー使用量に占める再エネ比率」も目標に入れてはどうか。 ・ 大規模事業者の削減計画書制度にもSBTの考え方を取り入れ、TCFD提言に沿った情報開示も求めるのが、現時点での前向きな取組ではないか。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>1 3</p>	<p>正味ゼロに向けた取組は、エネルギー政策を含め、地球温暖化対策の各分野の専門家により構成する本市環境審議会（部会：地球温暖化対策推進委員会）において御審議いただいております。その資料は、本市ホームページにおいて公表しております。</p> <p>事業者排出量削減計画書制度については、業務・産業・運輸の3つの部門ごとに目標削減率を設定し、取組を促しております。</p> <p>特定事業者の取組の強化に当たっては、再エネを活用した取組などを含めた評価とすることやエコカーの基準の見直しを行ってまいります。</p> <p>再エネ由来の電力利用を促進するため、次期計画策定に当たり、消費電力の再エネ比率の目標設定を検討してまいります。</p> <p>事業者から提出いただいた計画書及び報告書は、本市ホームページにおいて公表しております。</p> <p>その他、いただいた御意見については、次期計画の検討や詳細な制度設計の検討に当たり、参考とさせていただきます。</p>
<p>(ロ) 中小事業者の削減の取組支援の充実・強化</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小事業者については、コロナ禍の影響を受けた業種もあり、地球温暖化対策の促進が事業者の負担にならないよう配慮しなければならない。 ・ 中小事業者に特定事業者のような取組の義務がないのはなぜか。温室効果ガスの削減にかけた経費に対して税制優遇を行うなどのインセンティブを設けてはどうか。 ・ 中小事業者を延べ床面積のみで判断す 	<p>8</p>	<p>正味ゼロの実現に向けては、中小事業者の方々も含めた事業者の皆様の取組が重要と考えております。新型コロナウイルス感染症の影響等も十分に踏まえたうえで、取組を進めてまいります。省エネや再エネ導入に取り組んでいただくことは結果的に経費節減や経営改善にもつながるため、そういったことをしっかりと説明するとともに、制度の実施に当たっては十分な周知期間を設けてまいります。</p>

<p>ることは実態と合わない。同じ面積の製造業と不動産賃貸業では排出量も経営規模も全く異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本市が報告内容を分析し、フィードバックを行う」とあるが、財政状況が極めて悪化している京都市役所で、このような内容は税金の無駄に思う。民間ベースで好循環する仕組みを作るのが行政の役割ではないか。 これからの時代の中小企業支援策としては、ESG投資やTCFD提言に基づく大企業のサプライチェーンへの働きかけに中小企業が応えていけるような方策が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>		<p>また、事業者のエネルギー消費量は建物規模に比例する傾向があることを踏まえ、建築物の延べ床面積により対象事業者を特定したいと考えております。</p> <p>多くの事業者の皆様のデータに基づくフィードバックを行うことが効果的かつ効率的であると考えており、その実施方法は費用対効果も踏まえて検討いたします。</p> <p>その他、いただいた御意見については、次期計画の検討や詳細な制度設計の検討に当たり、参考とさせていただきます。</p>
--	--	---

(5) 建築物に係る対策の強化（26件）

主な意見（要旨）	件数	意見に対する本市の考え方
ア 再エネの導入義務の強化		
<ul style="list-style-type: none"> 改正案では、建築物への対策が再エネに偏っており、省エネの観点も盛り込む必要がある。 建築物の省エネ化を義務化すべきである。 建築物のエネルギー消費量に応じた導入義務量にすべきである。 建築物の建築面積に応じた導入義務量の方が、設計上、合理的である。 再エネの導入の際の支援制度等、導入のハードルが下がるような仕組みづくりを要望する。 再エネの導入については、京都市外で発電した電力でも導入量と認めてもらいたい。 京都市の公共施設には、再エネの利用を義務付けるべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	19	<p>建築物の省エネ化については、エネルギーの使用の合理化に資する措置を努力義務として条例に規定し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」と連携して対策を進めたいと考えております。</p> <p>建築物のエネルギー消費量は、用途や建築物の性能によって違いがある中、分かりやすい基準を設定する必要があるため、延べ床面積に応じた導入義務量を設定するとともに、対象となる建築物の範囲を拡大することといたします。</p> <p>再エネの普及拡大については、より導入しやすい仕組みづくりが重要と考えており、再エネの導入が促進される制度となるよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>再エネの導入促進に当たっては、再エネ由来の電力の選択を促す取組を併せて推進していますが、本市内における再エネポテンシャルを最大限に引き出していくためにも、再エネの導入義務化が必要と考えております。</p> <p>本市施設においては、新增築する際に、</p>

		再エネ利用設備を最大限設置することとしております。
イ 建築士による再エネの導入に係る説明義務の新設		
<ul style="list-style-type: none"> 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」では省エネ性能に関する説明義務があり、説明義務の新設は、同法と重複するのではないか。 再エネだけでなく省エネも合わせた説明義務とし、さらに、費用効果の高い再エネ・省エネ策の導入が進むよう、インシヤルコストとランニングコストを適切に説明するよう義務づけるべきである。 建築士に加えて建築士法に定める建築設備士からの説明も義務とするとよい。 	3	<p>「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」による省エネ性能の説明に加え、実務面の運用も考慮しつつ、条例により再エネ導入の説明を追加しようとするものです。</p> <p>その他いただいた御意見は、詳細な制度設計に当たり、参考とさせていただきます。</p>
ウ 地域産木材の利用範囲の拡大		
<ul style="list-style-type: none"> 昨今の社会情勢の変化を踏まえ、特定建築物に対する地域産木材の使用量の増大が見込まれるよう見直すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>特定建築物の様々な場所に地域産木材を使用することにより、建築物への木材利用の良さを多くの人に実感していただくことで、木材の需要を喚起し、利用拡大を図りたいと考えております。</p>

4 提案, 要望等について (35件)

主な意見 (要旨)	件数	意見に対する本市の考え方
(1) 地球温暖化対策に対する姿勢に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 京都市政において環境問題を第一に考えて欲しい。 京都市が環境都市として日本の先頭に立ち、地球温暖化対策で日本を先導して欲しい。 気候非常事態宣言を発表し、地球温暖化に対する危機感の共有や姿勢を強化して欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	12	<p>本市組織において、環境政策局を筆頭局に位置付け、環境政策を市政のあらゆる政策の基軸に据えて取組を推進しているところです。京都議定書、I P C C京都ガイドライン誕生の地として、気候変動対策を牽引する必要があると考えており、市民・事業者の皆様と危機感を共有し、取組を推進してまいります。一方、正味ゼロの達成は本市だけで達成できる課題ではなく、国や国内外の自治体とも連携しつつ取組を推進してまいります。</p> <p>「気候危機」といえる状況にあることは、これまでから積極的に広報しており、条例にもこれに立ち向かうことを記載し、市民・事業者の皆様と危機感を共有することで、地球温暖化対策の強化を図ってまいります。</p>

(2) 地球温暖化対策に係る周知に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書採択の地であることを様々な機会アピールし、地球温暖化対策を京都から発信していくべきである。 地球温暖化対策の進捗状況を市民に示し、理解を得る必要がある。 京都市ホームページにおいて、目立つ位置に気候変動に関するページを作成すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>	9	<p>正味ゼロの達成に向けては、あらゆる主体の自主的、積極的な行動が必要であることから、皆様の取組につながるよう、できるだけ分かりやすい言葉や表現を使い、各主体へしっかりと届くよう、様々な手法を活用し、周知啓発、気運の醸成に努めてまいります。</p>
(3) 地球温暖化対策に係るその他の提案、要望に関すること		
<ul style="list-style-type: none"> 炭素税等の環境税の導入を目指すべきである。 京都市役所が率先して取り組む内容が記載されていない。ここに記載のある取組は、当然市役所が率先して取り組み、その覚悟を示すべきではないか。 公共施設の木造化や木質化を積極的に進めて欲しい。 <p style="text-align: right;">など</p>	10	<p>いただいた御意見につきましては、次期計画において推進する具体的取組の検討に当たり、参考とさせていただきます。</p> <p>また、正味ゼロの実現に向け、あらゆる主体の自主的、積極的な行動していただくため、本市が率先して取組を進める必要があります。具体的な施策は、現在検討中の次期京都市役所CO₂削減率先実行計画においてお示ししてまいります。</p>
(4) その他の意見		
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策とともに生物多様性保全にも力を入れて欲しい。 治山事業の計画をしっかりと定めて欲しい。 台風、豪雨災害による土砂崩れ、倒木を早急に対策していただきたい。 <p style="text-align: right;">など</p>	4	<p>地球温暖化対策の関連する分野が広いことをしっかりと認識し、関係各部署及び行政計画との連携を図ってまいります。</p>